

**刈谷城石垣隅櫓整備事業にかかる
技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）
による公募型プロポーザル**

実施説明書

令和7年2月 3日

令和7年2月 4日変更

令和7年3月14日変更

令和7年4月 1日変更

刈谷市

**刈谷城石垣隅櫓整備事業にかかる技術提案・交渉方式
(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル
実施説明書**

目次

1. 実施概要	3
2. 担当部署	5
3. 競争参加資格	6
4. 実施説明書等の交付	8
5. 競争参加資格確認申請書等の提出期限等	9
6. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	10
7. 技術提案書の提出期限等	11
8. 技術提案書の審査方法等	12
9. 技術提案等の評価理由の説明	13
10. 予算の成立等	14
11. 価格等の交渉	14
12. 基本協定書及び設計業務契約の締結	15
13. 工事施工業務契約の締結	15
14. 評価結果及び契約内容の公表	15
15. 実施説明書等に対する質問	15
16. 提出資料の取扱い	16
17. その他	17
○ 技術提案書の審査基準	1
○ 技術提案書作成要領	3

公募型プロポーザル実施説明書

刈谷城石垣隅櫓整備工事にかかる設計及び工事施工の優先交渉権者の選定における、公募型プロポーザル方式による手続きについては、関連法令（条例、規則、要綱等含む）に定めるもののほか、この実施説明書及び同時配布する資料（以下「実施説明書等」という。）によるものとする。

刈谷市長 稲垣 武

1 実施概要

（１）事業名

刈谷城石垣隅櫓整備事業

（２）事業場所

刈谷市城町

（３）事業概要等

ア 刈谷城石垣隅櫓の整備に係る設計業務及び工事施工業務、その他本業務に必要な手続き（以下「本業務」という。))を行う。

イ 本業務は、国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和２年１月）における設計交渉・施工タイプを参考に募集を行うものであり、本業務における技術提案書に基づき優先交渉権者として選定された者と基本協定の締結並びに設計業務の契約を締結した後、設計の過程で基本協定に基づく価格の交渉を行い、工事施工業務の契約を締結する事業であるが、次（ア）及び（イ）の手続きを経て進められるものである。

（ア）令和７年６月下旬までの手続き

・優先交渉権者の選定まで

（イ）令和８年３月以降の手続き

・工事施工業務の契約手続き

価格交渉の後、契約のための予算が刈谷市議会において承認された場合、工事施工業務の契約締結等となる。なお、刈谷市議会において予算が承認されなかった場合は、本業務を中止し、契約の締結をしないものとする。

(ウ) 損害賠償

本業務を中止した場合において、本業務の参加手続きに要した費用については、損害賠償請求の対象としない。

ウ 本業務の工事施工は、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

エ 本業務は、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）及び工事实績情報サービス（コリンズ）への登録が必要である。なお、テクリスの登録は、設計業務協定締結後、コリンズの登録は、工事施工業務協定締結後10日以内に行うこと。

オ 建築基準法で定められた工事監理業務は、本業務の対象外である。なお、工事監理業務は、本業務の設計業務を行う事業者と特命随意（地方自治法施行令第167条の2）にて契約を行う予定である。

(4) 事業期間

本業務の性質等を考慮し、事業期間については技術提案書に記載された事業期間とする。ただし、設計業務の期間は、令和8年3月31日までとする。なお、やむを得ない事情により事業期間に延長の必要が生じた場合には、発注者と協議のうえ、変更することができる。

(5) 事業規模

本業務における事業規模は、以下のとおりとし、本業務の競争参加資格確認申請書、参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の記載内容を踏まえ技術提案を行うこと。

刈谷城石垣隅櫓整備事業

石垣整備：打込みハギ	面積：約 1,700 m ²
（慶長期～元和初年）	高さ：約 2.6m～7.6m（石階段等付）
建 造 物：表門床面積：59.80 m ²	
裏門床面積：51.34 m ²	
辰巳櫓（2層3階）床面積：84.26 m ²	
多門櫓床面積：298.39 m ²	

※設計業務の範囲や、想定される工事施工範囲については、要求水準書 P12 による。

(6) 事業想定スケジュール

事業想定スケジュールは下表のとおりとする。

日時	項目
令和 7 年 2 月 3 日	公募手続の開始
令和 7 年 2 月 3 日～令和 7 年 4 月 18 日	質問受付・回答期間
令和 7 年 2 月 3 日～令和 7 年 4 月 18 日	競争参加資格確認申請書・参加表明書の提出期間 競争参加資格確認結果の通知（随時）
令和 7 年 3 月 17 日～令和 7 年 5 月 16 日	技術提案書の提出期間
令和 7 年 5 月 27 日	ヒアリング及び審査
令和 7 年 5 月下旬	優先交渉権者の選定
優先交渉権者の選定後、技術提案書に記載された事業期間	設計業務に関する見積合わせ
	基本協定書の締結
	設計業務契約の締結
	工事施工業務に関する価格等の交渉
	設計業務の完了
	工事施工業務に関する見積合わせ
	議案の提出（工事施工業務予算）
	議案の提出（工事施工業務契約の締結）
	工事着工
	全体工事完了

2 担当部署

刈谷市都市公園部公園整備課事業推進係

住所 〒448-8501

愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

電話 0566-93-5195

メールアドレス kseibi@city.kariya.lg.jp

3 競争参加資格

本業務は、以下に示す任意に結成された異業種特定建設工事共同企業体（以下、「異業種 JV」という。）又は単体企業による実施方式とする。異業種 JV においては、国土交通省通達「中小建設業の振興について」（昭和 37 年建設省発第 79 号）における結成方式（甲型・乙型）を指定しない。ただし、結成方式を乙型とした場合には、下記の土木施工業務・建築業務で甲型 JV を組織し、甲型 JV を単位として乙型 JV を構成すること。なお、業務毎の構成員が 1 社である場合にはこの限りではない。

甲型 JV 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があり、出資比率の最大の者とする。また、共同企業体の構成員の出資比率は、均等割の 10 分の 6 を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

- ・設計業務を行う者（異業種 JV の構成員は最大 1 社で結成）

基本設計内容の確認業務・実施設計業務（建造物、石垣等）等を担当する。

- ・土木工事を施工する者（異業種 JV の構成員は最大 2 社で構成）

石垣整備の工事施工業務を担当する。

- ・建築工事を施工する者（異業種 JV の構成員は最大 2 社で構成）

建造物整備の工事施工業務を担当する。

（1）異業種 JV に関する事項

共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

ア 異業種 JV のすべての構成員が満たすべき条件

（ア）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

（イ）国税及び地方税について滞納がない法人。

（ウ）参加する JV のすべての構成員は愛知県内に営業所を有する者でなければならない。（設計業務を行う者は除く。）また、その構成員のうち少なくとも 1 社は市内に主たる営業所を有するものでなくてはならない。

（エ）別に参加する共同企業体の構成員でないこと。

イ 異業種 JV の代表者について

本市との調整・協議等における窓口を担う代表者を定めること。

また、代表者は経営事項審査（審査基準日が直近のものに限る。）における土木一式及び建築一式工事の総合評定値がそれぞれ 1,600 点以上であること。

ウ 異業種 JV に求める条件について

(ア) 設計等を行う者

- a 令和 6・7 年度刈谷市入札参加資格審査申請において、刈谷市入札参加資格者名簿の「設計」又は「建設コンサルタント」のいずれかに登録されていること。
- b 建築士事務所登録がされていること。
- c 元請として、以下の実績を有すること。
 - (a) 国及び地方公共団体が指定する史跡内にある伝統的木造構法（対象床面積 50 m²以上）の設計業務の実績
 - (b) 国及び地方公共団体が指定する史跡内にある石垣設計業務の実績
- d 次に掲げる条件を満たす者を技術者としてそれぞれ配置できること。
 - (a) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門関連とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者
 - (b) 一級建築士の資格を有する者ただし、(a) 及び (b) に該当するものは、直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者とする。

(イ) 土木工事を施工する者

- a 元請として国及び地方公共団体が指定する史跡内の石垣工事の施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、その代表者としての実績に限る。）なお、2 社で構成する場合には、少なくとも 1 社が元請として施工実績を有すればこの限りではない。
- b 次に掲げる条件をすべて満たす者を現場代理人及び監理技術者又は主任技術者として配置できること。なお、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合において当該技術者は専任であること。同時に当該技術者は営業所における専任の技術者でないこと。ただし、2 社による構成員で構成される場合は、それぞれの構成員にて技術者を配置すること。その他、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）を遵守すること。
 - (a) 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - (b) 直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者
 - (c) 監理技術者については、土木一式工事に係る監理技術者資格者証及

び受講日の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内の監理技術者講習修了証を併せて有すること。

(ウ) 建築工事を施工する者

a 元請として、伝統的木造構法により城郭建築又は神社仏閣の工事の施工実績を有すること（共同事業体としての実績は、その代表者としての実績に限る。）。なお、2 社で構成する場合には、少なくとも 1 社が元請として施工実績を有すればこの限りではない。

b 次に掲げる条件をすべて満たす者を現場代理人及び監理技術者又は主任技術者として配置できること。なお、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に設当する場合において当該技術者は専任であること。同時に当該技術者は営業所における専任の技術者でないこと。ただし、2 社による構成員で構成される場合は、それぞれの構成員にて技術者を配置すること。

(a) 一級建築士、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

(b) 直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者

(c) 監理技術者については、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び受講日の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内の監理技術者講習修了証を併せて有すること。

(2) 単体企業に関する事項

単体企業の代表者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

イ 国税及び地方税について滞納がない法人。

ウ 経営事項審査（審査基準日が直近のものに限る。）における土木一式及び建築一式工事の総合評定値がそれぞれ 1,600 点以上であること。

エ 別に参加する共同企業体の構成員でないこと。

オ その他、異業種 JV に求める条件に記載の JV に関すること以外について、条件を満たしているもの。

4 実施説明書等の交付

(1) 実施説明書等の交付方法

ア 交付方法

実施説明書等は、刈谷市ホームページへ掲載する。

イ ホームページ掲載日

令和 7 年 2 月 3 日（月）午前 9 時 00 分（予定）

ウ その他

ホームページの掲載内容について、適宜、追加・補足情報が掲載されるため、留意すること。

（2）参考資料等の交付方法

ア 参考資料の内容

- （ア） 亀城公園歴史的建造物等基本計画（平成 25 年 3 月）
- （イ） 亀城公園歴史的建造物等基本設計報告書（平成 28 年 3 月）
- （ウ） 刈谷城復元調査検討業務委託報告書（平成 31 年 3 月）
- （エ） 亀城公園再整備調査検討業務委託報告書（令和 3 年 3 月）
- （オ） 刈谷城跡確認調査報告書（令和 6 年 3 月）
- （カ） 公園平面図、給排水図、配電図

イ 交付方法及び場所

電子メールにて交付する

ウ 費用

無料

エ 交付申込方法

秘密保持に関する誓約書を担当部署に提出すること。なお、提出は郵送も可能とする。

5 競争参加資格確認申請書等の提出期限、場所及び確認の通知等

応募者は、本競争に参加することを表明し、競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加表明書（様式第 3 号）及び競争参加資格確認申請書（様式第 4 号）を提出し、本市から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、次の提出期間に参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格確認の結果競争参加資格がないと認められた者は、競争に参加できない。

（1）提出期間

令和 7 年 2 月 3 日（月）午前 9 時 00 分から令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 5 時 15

分まで（休日除く。）

郵送する場合は、同日までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

（２）提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）による。

（３）提出先

刈谷市都市公園部公園整備課事業推進係

住所 〒448-8501

愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地

電話 0566-93-5195

（４）提出部数

１部

（５）注意事項

ア 提出書類は、配布の様式により作成することとし、秘密保持に関する誓約書（様式第１号）を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は原則認めない。

イ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書に関し、本市より説明を求められた場合には、その求めに応じること。

ウ 競争参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、令和７年４月２５日（金）までに申請書等を提出した者（共同企業体の場合はその代表者）に対し、書面により通知する。

エ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。

６ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

（２）市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１４日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答

する。

7 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

競争参加資格を有すると認められた者は、技術提案書を提出することができる。

(1) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

ア 提出期間

令和7年3月17日（月）午前8時30分から令和7年5月16日（金）午後5時15分まで（休日除く。）

郵送する場合は、同日までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

イ 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）による。

ウ 提出先

刈谷市都市公園部公園整備課事業推進係

住所 〒448-8501

愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

電話 0566-93-5195

エ 提出部数

正本1部、副本15部とする。

なお、副本には会社名が特定されないように措置を行うこと。

また、提案書の内容の電子ファイルをCD-R等記録用メディア媒体に記録（必ずウイルス対策を講ずること。）し、1枚提出すること。CD-Rには、正本と副本の内容を記録すること。

技術提案書は、「技術提案書作成要領」に従い作成すること。なお、提出期限を過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は、本市から指示があった場合を除き認めない。

(2) 参加辞退

技術提案書の提出を辞退する場合は、7(1)アの提出期限までに、本市へ参加辞退届（様式第10号）により辞退を届け出ること。また、参加表明書を提出し、提出期限までに技術提案書を提出しない者は、参加を辞退したものとみなす。

(3) その他

ア 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 採用された技術提案については、その後の設計業務及び工事施工等業務において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

ウ 技術提案書の提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。

8 技術提案書の審査方法等

(1) 優先交渉権者の選定方法

競争参加資格を有する者が提出した技術提案書を、中立かつ公正に審査するために、刈谷城石垣隅櫓整備事業公募選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、別に定める技術提案書の審査基準に基づき審査したうえで選定する。

選定委員は、次のとおりとする。（順不同・敬称略）

麓 和善 名古屋工業大学名誉教授

瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授

西形 達明 関西大学名誉教授/（協）関西地盤環境研究センター顧問

北野 博司 東北芸術工科大学教授

中村 功一 刈谷市都市公園部長

応募者は、自ら又は第三者を用いて、本事業に関する情報収集及び審査等に影響を与えること等の目的を持って選定委員に接触を図ってはならない。応募者が当該の接触を図った場合は、本事業に係る公正な競争を妨げる行為を行ったとみなして、本事業の競争参加資格を失う場合がある。

なお、選定委員会は、参加者の提案した技術面での蓄積やノウハウを保護するため、非公開とする。

(2) 技術提案書の審査基準

技術提案書の審査基準は、実施説明書にある技術提案書の記載内容及び審査基準のとおりとする。

(3) 技術的事項の確認

技術提案書を提出した者に対して、技術的事項の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

(4) ヒアリング

技術提案書の審査に当たって、以下のとおりヒアリングを実施する。

- ア 技術提案書を提出した者に対して、ヒアリングの実施、日時、場所について通知する。
- イ ヒアリングは、プレゼンテーション方式により非公開にて実施する。
- ウ ヒアリングは、対面にて実施し、順番は技術提案書の提出順に抽選を実施し、決定する。
- エ ヒアリング出席者は5名以内とし、参加表明書に記載の応募者が参加することができる。（下請業者や再委託業者の参加はできない。）
- オ ヒアリングの時間は、1社あたり30分（説明15分、質疑応答15分）以内で実施する予定である。提案の概要及び特にPRしたい内容についてプレゼンテーションを行うこと。
- カ 説明者や質疑応答者の指定はしない。
- キ PCは持参し、発注者準備のプロジェクターに、HDMI接続して行うこと。
- ク ヒアリングの際に使用する資料は別途通知する方法に従って、事前に市に送付すること。
- ケ ヒアリング時の追加資料は、市から指示した場合を除き、原則として認めない。プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した提案書等の内容以外の資料、模型等を使用した場合、提出された提案書等は取消しとする場合がある。
- コ ヒアリングに出席しない場合は失格となる。ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- サ 会議録作成のため、市が撮影・録音することがある。
- シ ヒアリングに要する費用は応募者が負担すること。
- ス 審査の結果は、令和7年5月下旬に書面により通知するとともに、審査結果及びその概要を公表する。

9 技術提案等の評価理由の説明

- (1) 競争参加者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して技術提案書等の評価の理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日（休日は含まない）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答

する。

1 0 予算の成立等

本業務の内、工事施工業務については、予算の成立および刈谷市議会の議決を条件として締結するものであり、各条件が不成立となったことにより、優先交渉権者に損害が生じても、本市は一切の責を負わないものとする。

1 1 価格等の交渉

- (1) 優先交渉権者から提出された技術提案書、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けてその内容確認を行い、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を実施する。
- (2) 見積額について、その内容の妥当性や必要性が認められ優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対しその理由を付して、通知を行う。
- (3) 価格等の交渉を経ても、見積額についてその内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、次点の交渉権者と同様の手続を行う。
- (4) 価格の交渉の成立及び不成立については、学識経験者等への意見聴取を参考に決定する。なお、学識経験者等は、選定委員会の委員を想定している。

交渉の成立条件は、以下のような条件を満たしているものとする。

ア 要求水準書を満たしており、可能な限り史実に忠実な整備である。

イ 参考額と見積りの総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合も内容の妥当性や必要性が認められる。

ウ 各工種の工事費が積算基準や特別調査結果、類似実績等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。

エ 主な工種に関して、積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しないものの、発注者が必要と認めた場合に施工中の歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りに乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する計画となっている。

- (5) 価格等の交渉に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。
- (6) 上記（5）の費用については損害賠償請求の対象としない。

1 2 基本協定書及び設計業務契約の締結

基本協定書及び設計業務契約の締結に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。

1 3 工事施工業務契約の締結

- (1) 価格等の交渉の後、契約のための予算が刈谷市議会において承認された場合、工事施工業務契約の締結となる。また、契約締結については、仮契約を締結した後に、予算の議決とは別に議会の議決を要する。
- (2) 工事施工業務契約の締結時に、刈谷市入札資格停止要領の規定に基づく資格指名停止となっていないこと。
- (3) 工事施工業務契約の締結に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。
- (4) 上記(3)の費用については損害賠償請求の対象としない。

1 4 評価結果及び契約内容の公表

- (1) 評価結果は、優先交渉権者等の通知後、次の事項を刈谷市ホームページにおいて公表する。
 - ア 業者名
 - イ 各業者の技術提案書及び評価結果・評価点
 - ウ 公募選定委員会の審査講評
- (2) 契約内容は、工事施工業務の契約締結後、次の事項を刈谷市ホームページにおいて公表する。
 - ア 価格等の交渉の実施手順
 - イ 施工方法等の確認の経緯
 - ウ 学識経験者等からの意見聴取状況

1 5 実施説明書等に対する質問

申請書等及び技術提案書作成に関し、実施説明書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第2号）により提出すること。

受付期間・受付時間

- (1) 実施説明書等に対する質問

令和 7 年 2 月 3 日（月）午前 8 時 30 分から令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 5 時 15 分まで（休日除く。）

（２）提出方法

電子メールで提出すること。

メールアドレス kseibi@city.kariya.lg.jp

（３）回答方法

質問に対する回答については、刈谷市ホームページに掲載する。

（４）回答書の公開日

受付をした日の翌日から起算して 14 日（休日を含まない。）以内に公開

1.6 提出資料の取扱い

（１）競争参加資格確認申請書又は技術提案書の無効等

ア 虚偽の内容が記載されている場合には、競争参加資格確認申請書又は技術提案書は無効とし、有資格者の通知及び優先交渉権者の選定についてはこれを取り消す。

イ 応募者が優先交渉権者及び次点交渉権者選定前までに、選定委員会の委員や市職員に対して、接触を図った場合には失格となる場合がある。

ウ 競争参加資格確認申請書又は技術提案書が次の条件に該当する場合は失格となることがある。

（ア）所定の様式及び技術提案書作成要領に示す条件に適合しないもの。

（イ）提出期限、場所及び方法に適合していないもの。

（ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（エ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

（２）本手続きのために提出された資料は返却しない。

（３）本手続きのために提出された資料は、本手続き以外に使用しないが、提出された技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、応募者に確認のうえ、応募者の権利、利益等を損なう恐れのある部分を除き、14 の手続きに従い公表する。

（４）刈谷市情報公開条例（平成 12 年条例第 4 号）に基づき、応募者に確認のうえ、公開する場合がある。

（５）本手続きのために提出された資料は、市が本業務の説明資料として複製を作成す

ることがある。

- (6) 本手続き及び本業務に関して、応募者が作成し、又は提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むが、これらに限定されない。）は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利を侵害するものではないことを、本市に対して保証する。応募者は、当該資料等が第三者の有する権利を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、応募者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

1 7 その他

(1) 談合に関する情報等があった場合等の措置

談合に関する情報があった場合、その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、手続きを延期することがある。談合の事実が確認された場合又は談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、手続きの中止、手続きの変更、その他必要と認める措置を講じることがある。

(2) 損害賠償の請求

本業務において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的被害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。